

R3. 7. 28決定
(適用期間：R3. 8. 1)

1 飲食店等への要請等〔特措法第24条第9項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店	【神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市】 ・ 5時～20時30分の営業時間短縮 ・ 酒類提供(利用者による酒類の店内持込み含む)は11時～19時30分まで 【北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域】 ・ 5時～21時30分の営業時間短縮 ・ 酒類提供(利用者による酒類の店内持込み含む)は11時～20時30分まで 【共通】 ・ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・ 上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) ・ CO2センサー等の設置 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 酒類提供の場合の「一定の要件」(*)を満たすことの協力要請 ・ 「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨 ・ カラオケ設備の利用自粛の協力依頼(カラオケボックス等(※2)を除く)	(*)アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内 ※1 ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、感染防止策の徹底を要請。入場整理の実施、酒類提供の時短(酒類の店内持込み含む。)、カラオケ設備使用の自粛について協力依頼 ※2 個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設 ※3 ホテル・旅館等での結婚式を含む
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋		
	バー(接待や遊興を伴わないもの)等		
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設) ※1	キャバレー		
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー(接待や遊興を伴うもの)		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
	ライブハウス		
	カラオケ店・カラオケボックス		
	カラオケ喫茶		
場外馬(車・舟)券場等			
結婚式場 ※3	結婚式場		

兵庫県まん延防止等重点措置解除後の感染リバウンド防止対策・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
運動・遊技施設	体育館	<p>【神戸市・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼（イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮） ・施設内での飲酒につながる酒類提供等（酒類の施設内持込含む。）は11時～19時30分 <p>【北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等（酒類の施設内持込含む。）は11時～20時30分 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・酒類提供の場合の「一定の要件」(*)を満たすことの協力要請 <p><収容定員が設定されている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるものは「人数上限5,000人以下、又は、収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員50%以内」のいずれか小さい方（異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくともよい。） ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするものは「人数上限5,000人、又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員100%以内」のいずれか小さい方 	<p>(*)アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内</p> <p>オンライン配信の場合は時間短縮不要</p>
	スケート場		
	水泳場		
	テニス場		
	柔剣道場		
	ボウリング場		
	スポーツクラブ・スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	野球場		
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	弓道場		
	マージャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
囲碁・将棋所			
テーマパーク			
遊園地	等		
劇場等	劇場	<p><収容定員が設定されていない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人との十分な距離(1m)を確保すること 	
	観覧場		
	映画館		
	プラネタリウム		
	演芸場		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
集会・展示施設	集会場	<p>【神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼（イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮） ・施設内での飲酒につながる酒類提供等（酒類の施設内持込含む。）は11時～19時30分 	オンライン配信の場合は時間短縮不要
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
博物館等 ※1	博物館	<p>【北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等（酒類の施設内持込含む。）は11時～20時30分 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・酒類提供の場合の「一定の要件」（*）を満たすことの協力要請 <p><収容定員が設定されている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるものは「人数上限5,000人以下、又は、収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員50%以内」のいずれか小さい方（異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくともよい。） ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするものは「人数上限5,000人、又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員100%以内」のいずれか小さい方 <p><収容定員が設定されていない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人との十分な距離(1m)を確保すること 	<p>(*)アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内</p> <p>※1 図書館を除く</p>
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	<p><収容定員が設定されている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるものは「人数上限5,000人以下、又は、収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員50%以内」のいずれか小さい方（異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくともよい。） ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするものは「人数上限5,000人、又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員100%以内」のいずれか小さい方 <p><収容定員が設定されていない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人との十分な距離(1m)を確保すること 	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）		
遊興施設 ※2	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)	<p><収容定員が設定されている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするものは「人数上限5,000人、又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員100%以内」のいずれか小さい方 <p><収容定員が設定されていない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人との十分な距離(1m)を確保すること 	<p>※2 ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外。ただし、感染防止策の徹底を要請。入場整理の実施、酒類提供の時短(酒類の店内持込含む。)、かつ設備の利用自粛(飲食を主として業としている店舗)について協力依頼</p>
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	ライブハウス		
	勝ち馬投票券発売所		
	場外馬（車・舟）券場 等		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を含む店舗を除く)	卸売市場 (※1)		※1 生活必需物資売場以外 (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 ・化粧品 等
	コンビニエンスストア (※1)		
	大規模小売店 (※1)		
	百貨店 (※1)		
	スーパーマーケット (※1)		
	ホームセンター (※1)		
	ショッピングセンター (地下街含む) (※1)		
	靴屋		
	衣料品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋	【神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市】 ・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼 (イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮) ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)は11時～19時30分	
	文房具屋		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店	【北播磨・中播磨 (姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域】 ・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)は11時～20時30分	
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業	【共通】 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・酒類提供の場合の「一定の要件」(*)を満たすことの協力要請	
	畳小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業	<収容定員が設定されている場合> ・大声での歓声・声援等が想定されるものは「人数上限5,000人以下、又は、収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員50%以内」のいずれか小さい方 (異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。)	
	写真機・写真材料小売業		
	時計・眼鏡・光学機械小売業		
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店 (※2)		
	花屋	・大声での歓声・声援等がないことを前提とするものは「人数上限5,000人、又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員100%以内」のいずれか小さい方	
	宝石類や金銀の販売店		
	古物商 (質屋を除く)		
	金券ショップ		
	古本屋	<収容定員が設定されていない場合> ・人と人の十分な距離(1m)を確保すること	
おもちゃ屋、鉄道模型屋			
囲碁・将棋盤店			
DVD/ビデオショップ・レンタル			
アウトドア用品、スポーツグッズ店			
ゴルフショップ			
土産物店			
アイドルグッズ専門店			
美術品販売			
携帯電話ショップ 等			
		(*)アクリル板等の設置 (又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内	
		※2 修理等に関する部分を除く	

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ (ペットフード売場を除く)		
	ペット美容室 (トリミング)		
	住宅展示場		
	旅行代理店 (店舗)	【神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市】 ・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼 (イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮)	
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)は11時～19時30分	
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)	【北播磨・中播磨 (姫路市除く) ・西播磨・但馬・丹波・淡路地域】 ・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)は11時～20時30分	
	スーパー銭湯	【共通】 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・酒類提供の場合の「一定の要件」(*)を満たすことの協力要請	(*)アクリル板等の設置 (又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	・収容定員が設定されている場合> ・大声での歓声・声援等が想定されるものは「人数上限5,000人以下、又は、収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員50%以内」のいずれか小さい方 (異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。)	
	リラクゼーション	・大声での歓声・声援等がないことを前提とするものは「人数上限5,000人、又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方」又は「収容定員100%以内」のいずれか小さい方	
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)	<収容定員が設定されていない場合> ・人と人との十分な距離(1m)を確保すること	
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
写真屋・フォトスタジオ			
展望室 等			

兵庫県まん延防止等重点措置解除後の感染リバウンド防止対策・使用制限対象施設一覧

3 時短要請等を行わない施設

カテゴリー	施設例	内容	備考
社会福祉施設等			
学校、大学、学習塾等	fi L fi L		
葬祭場		fi L %% % ' S fi L %% &S ' S	
図書館			

